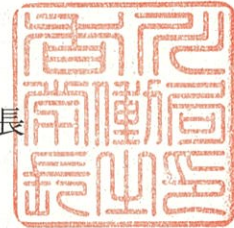


香労発基 0324 第3号
令和8年3月24日

独立行政法人労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター所長 殿

香川労働局長



令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃は労働基準行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます
職場における熱中症予防対策については、平成29年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、労働災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（令和7年12月末速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。

死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

このため、令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」は、別添の実施要綱（以下「要綱」という。）により、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることし、本キャンペーンにおいては、すべての職場において、同ガイドラインに基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、特に、①湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置き、関係団体とも連携して周

知・啓発を図ることとしています。

また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定です。

つきましては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、会員事業場等に対し、様々な機会に周知を図っていただくとともに、確実な取組みが行われますよう特段のご配慮をお願いいたします。